

令和 3 年 4 月 27 日
ヒアリ対策に関する関係省庁会議

令和 2 年度のヒアリ対策の実施状況

令和 2 年 5 月 8 日に書面開催したヒアリ対策に関する関係省庁会議（第 1 回）における確認事項を踏まえて実施した令和 2 年度の対策の実施状況は以下の通り。

1. 基本方針

令和元年 10 月 21 日ヒアリ対策関係閣僚会議申合せ事項及び令和元年度に実施された緊急対応を踏まえ、引き続き東京港における対応および全国における対策を徹底し、政府一丸となってヒアリの国内定着を防ぐ。

※新型コロナウイルス緊急事態宣言下においても、ヒアリ対策に関しては、国民生活を守る上での重要性を踏まえ、新型コロナウイルス罹患や感染拡大のリスクが生じないように細心の注意を払った上で、関係者の協力を得て対応する。

2. 水際対策の徹底

(1) 東京港における対応

○青海ふ頭コンテナヤード内の防除・調査（環境省）

- ・月 2 回の薬剤の全面的散布及びモニタリングを継続
- ・4 月 21 日に着手し当面 8 月まで。その後も状況に応じて実施検討
- ・専門家から得られた知見を踏まえ、新たに IGR 剤（昆虫成長阻害剤）を使用

(実施概要)

予定していた通り 8 月まで薬剤の散布を継続するとともに、モニタリング調査の結果を踏まえて専門家の意見を聴取し、令和元年に確認された集団については駆除が完了したことを確認。

なお、青海ふ頭には令和 2 年度に新たに侵入したと考えられる集団も確認されていることから、確認地点では防除と調査を継続中。

○青海ふ頭周辺における調査（環境省）

- ・港湾地域及び周辺において、秋の緊急対応に則して可能な限り面的に調査を実施
- ・5 月中旬から順次調査に着手し 6 月までに完了予定。秋季にも同様の調査を実施
- ・東京都が実施する都管理施設等での調査と連携して実施

(実施概要)

令和元年度と同様に、港湾施設や公園・道路に加え、その他の公有施設や商業施設、住宅地を含む民間施設を対象に極力面的に実施。春と秋の 2 回の調査を実施し、令和元年に確認された集団の拡散は確認されず。

○関係事業者や周辺住民への注意喚起（環境省）

- ・東京都を通じた港湾関係者、関係事業者等への注意喚起を実施
- ・港区等の関係自治体を通じた住民、利用者への注意喚起を実施

(実施概要)

東京都や関係区、関係団体と連携してチラシの配布、広報誌への掲載、研修会、HP・メール・SNS等を通じて周知を実施。

(2) 全国的な対応

○ヒアリ確認地点での防除（環境省、国交省）

- ・発見個体はすべて殺虫処分し、確認地点の周辺 2km において確認調査を実施
- ・周辺 2km の調査はフォローアップとして確認の年から 3 シーズン目まで実施

(実施概要)

4月から10月までに16事例を確認。関係機関と連携して薬剤による駆除及び継続モニタリングを実施するとともに、必要に応じて周辺調査を実施。

このうち、名古屋港飛島ふ頭においては、多数の有翅女王アリを含む集団が確認され、令和元年度の青海ふ頭と同等の事象と判断されたことから、専門家の指導の下で重点的な防除及び広域な周辺調査を実施。令和3年度以降も継続予定。

○港湾調査の実施（環境省、国交省）

- ・中国等と定期コンテナ航路を有する全国 65 港湾を対象に年 2 回実施
- ・春季調査は5月中旬から順次実施
- ・令和元年度の検討を踏まえ、調査手法等を改善

(実施概要)

各港湾で2回（5月～9月と9月～11月）実施。東京港、千葉港、横浜港、大阪港、名古屋港においてヒアリを確認（上記16事例中の8事例が該当）。

○空港調査の実施（国交省）

- ・国際線が就航する全国 31 空港を対象に年 2 回実施

(実施概要)

全国 31 空港を対象に実施。（原則として年 2 回実施とし、コロナ禍により今年度国際線の就航がなかった空港のうち 9 空港は年 1 回実施。）現時点で調査によるヒアリ発見実績はなし。

全国の空港関係者等に対し、ヒアリの混入の防止とヒアリと疑われるアリの発見した場合の行政への連絡の徹底を要請。

○植物防疫所におけるヒアリ調査の実施（農水省）

- ・輸入植物検査時に荷口の目視調査を実施
- ・ヒアリと疑われる昆虫の同定依頼への対応を実施

(実施概要)

昨年4月から本年3月までの間、輸入植物検査時の荷口の調査では発見実績は0件。また、ヒアリと疑われる昆虫の同定依頼が19件あり、ヒアリと同定されたものは0件。

3. 関係機関・関係者との連携

○自治体向け協力依頼（環境省）

- ・専門家の助言を踏まえて改訂した『ヒアリの防除に関する基本的考え方 Ver.3.0』等最新の知見を情報提供し、改めてヒアリ確認時の協力等を依頼

(実施概要)

昨年4月に『ヒアリの防除に関する基本的考え方 Ver. 3.0』等について周知し、

協力依頼を実施。

○輸入事業者向け協力依頼（国交省、農水省、経産省、国税庁）

- ・コンテナの輸入時の注意事項等について改めて周知し、コンテナや荷物の点検に関する協力を依頼

（実施概要）

4月20日に環境省から依頼し、各省から関係団体に周知を実施。中国からの貨物等での確認が続いたことから、6月29日に環境省から依頼し再度各省から周知を実施。

○国民への情報発信（全省庁）

- ・ヒアリ相談ダイヤルやチャットボット、HP等を通じ常時正確な情報を提供
- ・地方公共団体等と連携して適時・適確な情報発信を行い、ヒアリに対する正しい理解を広め、国を挙げた定着防止の取組に理解と協力を得る

（実施概要）

ヒアリ相談ダイヤルで継続的に問合せに対応（4月～12月の対応件数約900件）。チャットボット（自動相談受付）では深夜・休日を含め10万件以上（4月～12月）のアクセスに対応。

4. 継続的な検討事項

○新規技術の導入や関係者との協力による水際対策の強化（国交省、環境省）

- ・効果的な除草や簡易な舗装面の補修技術の導入等による港湾管理の向上
- ・ヒアリ探知犬や画像判定技術等の技術導入による調査の効率・効果の向上
- ・人材育成や役割分担を通じた体制の強化

（実施概要）

国交省及び環境省において、港湾におけるヒアリ対策のあり方を協議し、港湾管理者や港湾関係事業者等の役割や実施事項を分かりやすく示すため『港湾におけるヒアリ対策指針』の作成に着手。

環境省において、ヒアリが入り込む舗装面のひび割れなどの簡易な補修技術及びAIによるヒアリ画像判定技術について実証を開始。

○関係者と協力した侵入予防対策（環境省、国交省、農水省、経産省、国税庁）

- ・中国との連携・協議を継続
- ・日中韓三カ国環境大臣会合、生物多様性条約等の枠組みを活用した国際連携の強化
- ・わさび成分やワンプッシュ製剤等の新規技術の検討と事業者による導入の促進

（実施概要）

環境省では、中国由来の貨物でヒアリが確認された4件について、中国側に通報を実施。9月に開催された日中韓生物多様性政策対話においてヒアリをはじめとした侵略的外来種に関して専門家を交えて意見交換を実施。わさび成分やワンプッシュ製剤の実効性など、海上コンテナの清浄化に資する新規技術の導入について情報収集を実施。本年3月に開催した事業者を対象とした外来種に関するウェビナーにおいて、新規技術の情報提供を実施。